

大阪市公告第12号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

大阪市長 松井 一郎

1 担当部局

〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1-4-20

大阪市浪速区役所総務課（浪速区役所6階）

電話 06-6647-9942 Fax 06-6633-8270

2 入札に付すべき事項

売払物品		予定数量
古新聞等		21,028kg
内 訳	古新聞	27kg
	ダンボール	1,440kg
	ミックスペーパー	10,988kg
	機密文書	8,410kg
アルミ		163kg

※ミックスペーパーにはシュレッダーくず、雑誌・チラシ等、その他古紙を含む。

※数量はあくまで実績に基づく予定数量であり、実際とは大きく差異が出ることもある。

3 入札参加に要する書類

(1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

(2) 物品売払入札参加承認証（本市様式）の写し

※ 令和2・3年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」
→物品売払入札参加申請書「令和2・3年度申請書」からダウンロードすること

(3) 大阪府廃棄物再生事業者登録証明書の写し（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）

(4) 再生資源化を行うための処理計画書

4 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 上記3の(1)～(4)の書類を本公告の日から令和3年3月4日（木）
までの本市の休日を除く午前9時00分から午後5時30分までに提出すること

(2) 受付場所 上記1に同じ

5 入札用紙の交付

上記3の提出書類により入札参加資格を審査し、結果を令和3年3月8日（月）付で郵送により通知する。入札参加資格を認めた者には入札書を同封して交付する。また、入札参加資格を認めなかった者には、理由を付して通知する。

6 質問事項の受付・締切・回答

- (1) 質問は電子メール、持参、または郵便等により提出すること（宛先は上記「1 担当」に同じ。）

電子メールの質問先 (tj0001@city.osaka.lg.jp)

- (2) 質問の受付は、本公告の日から令和3年2月22日（月）午後5時30分まで（必着）とする。締切以降の質問については受け付けない。
- (3) 質問に対する回答については、令和3年2月25日（木）午前10時から令和3年3月10日（水）午後5時30分まで浪速区役所ホームページに掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

質問に対する回答掲載 URL

<http://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3217-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

7 下見日時及び方法

- (1) 下見日時 令和3年2月22日（月） 午後1時から午後5時まで

- (2) 予約方法

下見を希望する場合は、2月19日（金）の正午までに、上記1の担当まで電話連絡の上、「下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

なお、機密文書については、文書廃棄時期に臨時保管場所に集積されるため、下見時に確認した古紙等と同内容とはならないので注意すること

8 入札保証金 免除

9 契約条項を示す場所

大阪市ホームページに掲載及び上記1に同じ

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/30-Curr.html

10 入札執行場所 大阪市浪速区役所6階 601会議室

11 入札執行日時 令和3年3月11日（木）午前11時00分（開場：午前10時30分）

12 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額には、売払物品ごとの単価を記載すること。また、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする（消費税率は10%で計算すること）。入札書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること。

13 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受け

ている者

- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

14 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 本市が交付した入札書を用いないでした入札
- (3) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

(注1) 開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること（契約金額は、売払物品ごとの予定数量に単価を乗じて得た合計金額とする。）。ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

17 その他

- (1) 本契約は単価契約とする。
- (2) 16の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。
- (6) 本案件は令和3年度予算の発効をもって有効とする。

(浪速区役所総務課)